

## FSC 管理木材日本ナショナルリスクアセスメント公聴会記録

日時：2017年10月25日 13:30～15:00

場所：国連大学ビル1F 地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）

FSC ジャパンからの出席者：桂、岩瀬、三柴ちさと

一般参加者：16名、うちCoC認証取得者12名、製紙関係者10名

### 質疑応答：

Q1：移行期間6か月の意味は、6か月以内にNRAを使い、それを認証機関によって審査してもらわなくてはならないということか。

A1：いいえ。この場合、移行期間の6か月以内に新しく承認されたNRAを使い始め、デューデリジェンスシステムを適合させる必要があるということで、必ずしも移行期間までに認証機関による監査を求めるものではない。監査は通常通りのスケジュールで行い、移行期間後に監査がある場合は、その監査で移行期間以内にNRAを使い始めたかを確認することになる。

Q2：リスク低減措置には推奨と書かれてあるが、これは他のものでも認められるということか？自分たちで決定した独自のリスク低減措置を行ってもよいのか？また、その際、それが十分なものであることは認証機関に確認すればよいのか。

A2：リスク低減措置には義務のものと、推奨のものの2つがあり、どちらにするかはワーキンググループで決められる。義務の場合は必ずそのリスク低減措置を行わなくてはならないということだが、推奨ならば、別の代替措置を用いててもよい。ただし、代替措置は提案されているリスク低減措置と同程度、あるいはそれ以上に効果のあるものでなければならない。これは認証機関の審査員が評価することになる。事前に、「このリスク低減措置でよいか」と認証機関に確認を取ることは、認証で禁止されているコンサルティングに当たる可能性があるので注意が必要だが、その点は認証機関と話し合ってほしい。

Q3：2018年末までに各国でNRAを策定するということだが、その策定状況は？日本企業が主に調達しているところとなるとかなり限られていると思うが、それらの国での状況を知りたい。

A3：各国のNRAの策定状況は以下のFSCウェブサイトで公開されているので、それをご確認いただきたい。

<https://ic.fsc.org/file-download.cnra-and-nra-database.6435.htm>

この文書によると、例えばベトナムは CNRA が既に承認されていることがわかる。また、この文書にない国、例えばタイでは CNRA も NRA も予定されていないということになるので、2019 年以降、その国から管理木材を調達するとすれば、CoC 認証取得者による独自のリスクアセスメントは使えず、森林レベルでの管理木材認証(CW-FM 認証)を受けるしかないことになる。

**Q4 (コメント) :**今回の NRA ではカテゴリー4 の閾値が 0.5%から 0.02%に引き下げられたということだが、この数字の根拠がわからない。設定された経緯もわからず、適当かもわからない閾値を尊重しなければならないというのは FSC を信頼し、選択している事業者や消費者に対する説明責任が果たせない。

**A4 :**ご意見は真摯に受け止め、本部に再度伝えたい。0.02%の閾値が決められた経緯や理由については既に何度も本部に問い合わせているが、明確な回答はない。その不透明性がステークホルダーの不信感を招いている旨、再度伝える。

**Q5 :**CNRA カテゴリー3, 4 についても草案があったということだが、その結論は？

**A5:** CNRA カテゴリー3 については、FSC ジャパンが紹介したコンサルタントが元の原稿を用意したこともあり、ご覧いただいている NRA とあまり変わらない。カテゴリー4 については、FAO のデータが記載されているのみで、結論は”Undecided”（未定）とされていた。

**Q6 :** NRA 草案 p.120 のリスク判定の閾値で年間平均 5,000 ha または 0.02%とあるが、これらどちらかに該当したら特定リスクとなるのか。また、5,000ha の根拠は？

**A6 :**これらの値は NRA 作成の手順 FSC-PRO-60-002a に定められている、カテゴリー4 のリスク判定の際の閾値である。NRA に記載されている日本語訳だとわかりにくいが、過去 5 年間の自然林の人工林または他の土地利用への転換が 0.02%未満、または自然林の純減が 5,000 ヘクタール未満であれば低リスクとなる。5,000 ヘクタールの根拠は示されていないが、日本のように多く森林をもつ国で国レベルで年平均 5,000 ヘクタールというのは大変厳しいため、減少率の方に専ら焦点を当てている。

**Q7 :** カテゴリー4 で提案されているリスク低減措置の 3 番目の条件のひとつに天然更新が挙げられているが、これを確認するのにどのような書類を想定しているのか。

A7：伐採届をイメージしている。伐採届に更新方法はある程度記載されているので、事業者にとってあまり負担にならないと考えた。伐採届に更新方法が記載されれば、ある程度リスクが低減できると考える。

Q8：現在、提案されているリスク低減措置に代わる対案を模索しているが、残念ながら素材生産業者に負担とならない対案はまだ見当たらない。コンサルテーション期間はもうすぐ終了するが、終了後も提案は可能か？

A8：タイミングによる。11月にワーキンググループのミーティングを設け、そこでパブリックコンサルテーション期間中に提出された意見を話合う予定。それ以前であればいただいた意見をワーキンググループの話し合いの俎上に挙げられるが、それに間に合わなかった場合は残念ながら検討することは難しい。

Q9：環境省の生物多様性センターの話では、自然環境保全基礎調査は北海道、東北で時間がかかっていると聞いている。また、自然度9の森林の分布を見ると北海道に多く、その地区での減少率により全国の自然林減少率がかなり影響されていると思うが、それは考慮に入っているか。

A9：現在調査が行われているのは6、7回であり、それはまだ完了していない。完了にはまだ時間がかかる予定で、解像度も以前の調査と違うため、一概には比べられない。今回NRAカテゴリー4での分析に使ったのは現在進行形の6,7回ではなく、既に完了している第4, 5回の植生調査である。また、地域的な差も考え、都道府県単位で分析を行ったが、植生自然度9の面積の減少率が0.02%以下という都道府県はほとんどなく、北海道の影響で0.02%の閾値以上となり、特定リスクとなっているわけではない。

Q10：現在の管理木材調達規格では、FSCが承認したNRAのない国において、自社森林から調達するものについては自身でリスクアセスメントができないとされている。2019年以降、FSCが承認したNRAのない国では、管理木材調達のための規格FSC-STD-40-005を用いて管理木材を調達することはできないということだったが、これは将来どうなるのか。

A10：おっしゃっているルールは、FSC-STD-40-005 V3-1の1.4項「組織は、自身または関連組織が所有または管理する森林資源に対して自身の DDS を適用してはならない。ただし、2017年12月31日までに供給区画を網羅する FSC リスクアセスメントがすべての5つのカテゴリーで予定されている場合はこの限りではない。」というものである。規格内では2017年12月31日までとあるが、先日の2017年総会で可決された動議56との整合性を考えると、2018年12月31日に修正されると考え

てよいだろう。つまり、2018年末までにCNRAまたはNRAの策定が予定されていない国においては、自社森林からFSC-STD-40-005を用いて管理木材を調達することはできない。この場合、自社森林からの木材を管理木材としている場合は、自社森林の森林管理が規格FSC-STD-30-010（管理木材認証のための森林管理要求事項）を満たしているかどうか認証機関に審査してもらい、CW/FM認証を受ける必要がある。

**Q11：**カテゴリー4で、自然林を環境省の自然環境保全基礎調査の植生調査で植生自然度9のものと定義されているが、こうした森林を伐採し、天然更新したら植生自然度7,8になってしまう。リスク低減措置で天然更新であればOKとしているが、そうすると推奨されているリスク低減措置を行っても自然林(=自然度9の植生)は減少し続けてしまう。この矛盾はどう説明するのか。

**A11：**リスク低減措置は、「自然林の転換」に関わる木材が認証製品に混入するリスクを低減するための措置である。天然更新されれば、一時的に自然度9に分類される植生が減少しても、自然林更新の過程と考えられ、自然林の転換とみなされない。ワーキンググループで議論を積み重ねた結果、最も事業者に負担が少ないようだと考えた結果である。本部がガイドラインとしてIGIに記載している自然林の定義（植栽による人工林以外の森林）をそのまま適用すれば、認証取得者の活動にかなりの制限が出てしまう。一方、自然林を自然度9の森林に限定して取り扱ったため、若干の矛盾を生じている。もし矛盾のなく、現実的なリスク低減措置があれば是非ご提案いただきたい。